

東根射撃場雨水浸透防止覆補修

表紙共5枚

件 名	東根射撃場雨水浸透防止覆補修					図面 番号	1 / 5
図 名	表 紙					縮 尺	
						―――	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	施設管理	管財係	設 計	
陸上自衛隊神町駐屯地業務隊					令和 8 年 5 月		

一 般 仕 様 書

- 1 件 名 東根射撃場雨水浸透防止覆補修
- 2 実施場所 山形県東根市大字東根字元原方 陸上自衛隊神町駐屯地東根射撃場
- 3 工事概要 雨水浸透防止覆内壁の壁補強及び開口部補修
- 4 適用範囲
本仕様書は、陸上自衛隊神町駐屯地東根射撃場で実施する「東根射撃場雨水浸透防止覆補修」に適用する。
- 5 共通事項
本工事は、設計図書・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築・建築改修工事共通仕様書並びに監督官の指示により施工するものとし、特に記載がなくても技術的に当然なすべき事は積極的に実施するものとする。
- 6 一般事項

(1) 設計図書について
設計図書の相違及び記載漏れ等の事項に関しては、監督官の指示によるものとする。

(2) 設計変更について
設計図面と現場の相違による軽微な設計変更については、請負金額の変更は行わないものとする。

(3) 工事实績情報の登録
請負金額が５００万円以上の工事については、（財）日本建設情報総合センターに登録するものとする。

(4) 資材置場その他
資材置場及び工事従事者控え室設置は、監督官の指示する場所を使用するものとする。

(5) 着工届・工程表
請負者は、契約締結後速やかに着工届及び実施工程表を作成し監督官の承認を受けた後に着工するものとする。

(6) 現場代理人
請負者は、着工前に現場代理人を選出し、所定の様式による通知書を監督官に提出するものとする。

(7) 施工体制台帳
請負者は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、監督官に提出するものとする。

(8) 材料検査
工事に使用する材料は、搬入時に材料検査願いを監督官に提出するとともに写真を撮影し、検査に合格したものを使用する。

(9) 材料の搬出
材料検査後から完成までの間、工事区域内及び資材置場から持出す材料検査合格品については、監督官の承認を受けることとする。

(10) 工事日報
請負者は、工事期間中は工事日報を翌日（金・土・日分は月曜日、祭日は翌日）正午までに、監督官へ提出・確認を受けるものとする。

(11) 施工写真
着工前・中・完成及び工事後隠蔽となる箇所、監督官の指示する箇所を撮影し、竣工検査時に写真帳に整理しネガとともに提出する。又、デジタルカメラで撮影する場合は、２００万画素以上とし、写真帳に整理し提出するものとする。

(12) 発生材
工事発生材（撤去材の金属類）は発生材調書により官側に引継ぐものとし、金属類については、神町駐屯地内の監督官の指示する位置に集積・整頓する。
金属類以外の発生材は請負者の負担において合法的に処分し、工期までに産業廃棄物管理票Ａ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ票（写）を提出するものとする。

- (13) 時間外施工
請負者は、平日（月から金）の17:00から20:00及び土・日・祭日に工事をしようとする場合は、前日（平日）の正午まで監督官に残業（時間外）申請を提出し承認を受けて施工する。
- (14) 災害予防・補償
工事施工中の災害予防については、充分留意するものとし、万一事故等が発生した場合は、速やかに監督官に報告する。なお、事故補償はすべて請負者側とする。
- (15) 原状回復
工事施工において、諸施設に汚染・損傷を与えた場合は、速やかに原状に回復するものとする。
- (16) 火気使用
火気使用については、火気使用申請書を提出し承認を受けた後に使用する。
- (17) 工事用水道・電気
工事の施工にあたり、官側の水道・電気を使用する場合は、水道・電気使用申請書を監督官に提出し、承認を受け契約担当官との契約後に使用するものとする。なお、仮設メーターの設置等については、請負者の負担とする。
- (18) 竣工検査
工事竣工時には、竣工届を官側に提出し、請負者の現場代理人が立会いのうえ竣工検査を受けるものとする。なお、不備があった場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受け合格しなければならない。
- (19) 週休２日工事の導入について
施工業者は、可能な限り週休２日工事を実施するものとする。
- 7 特記事項

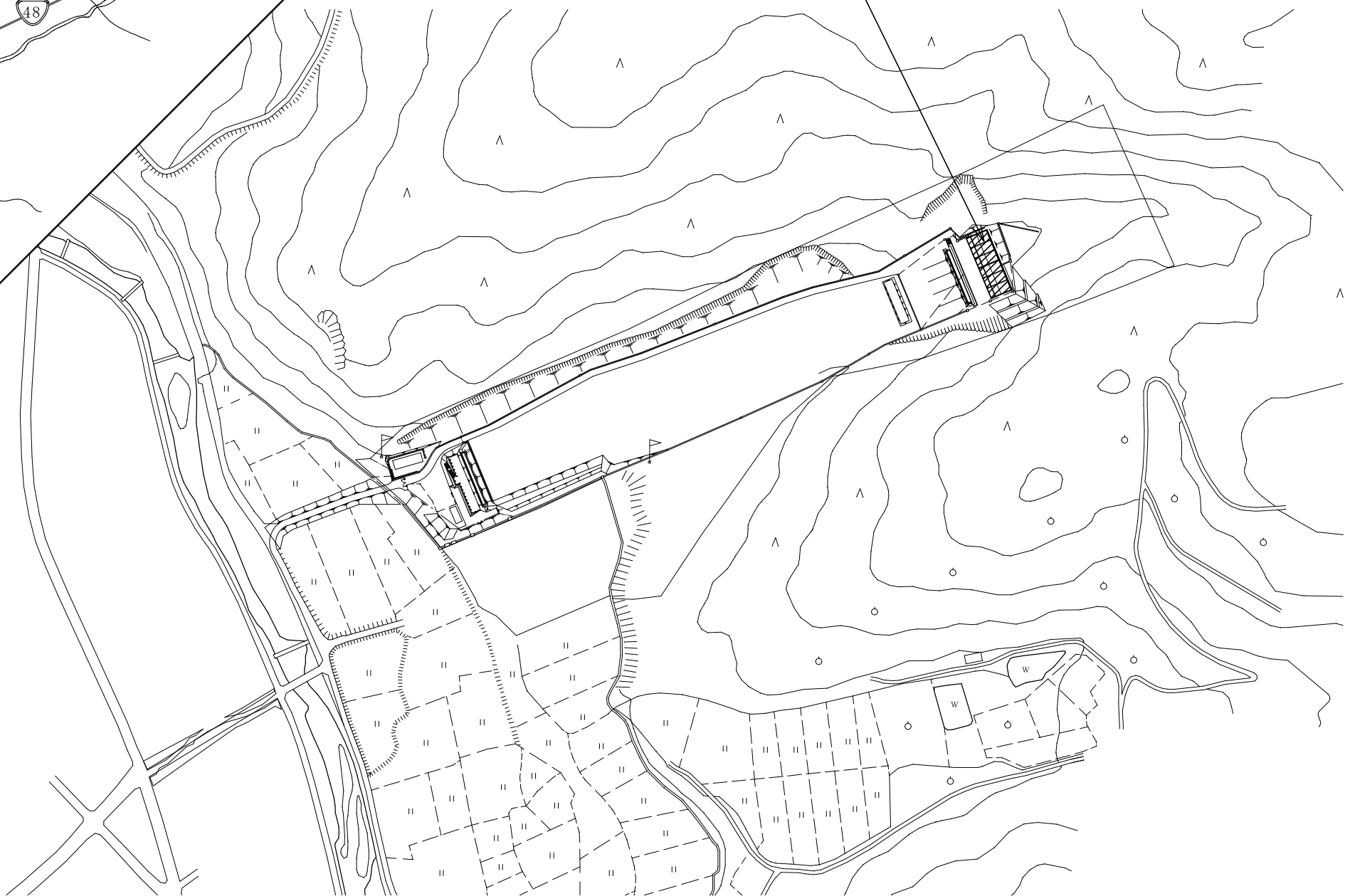
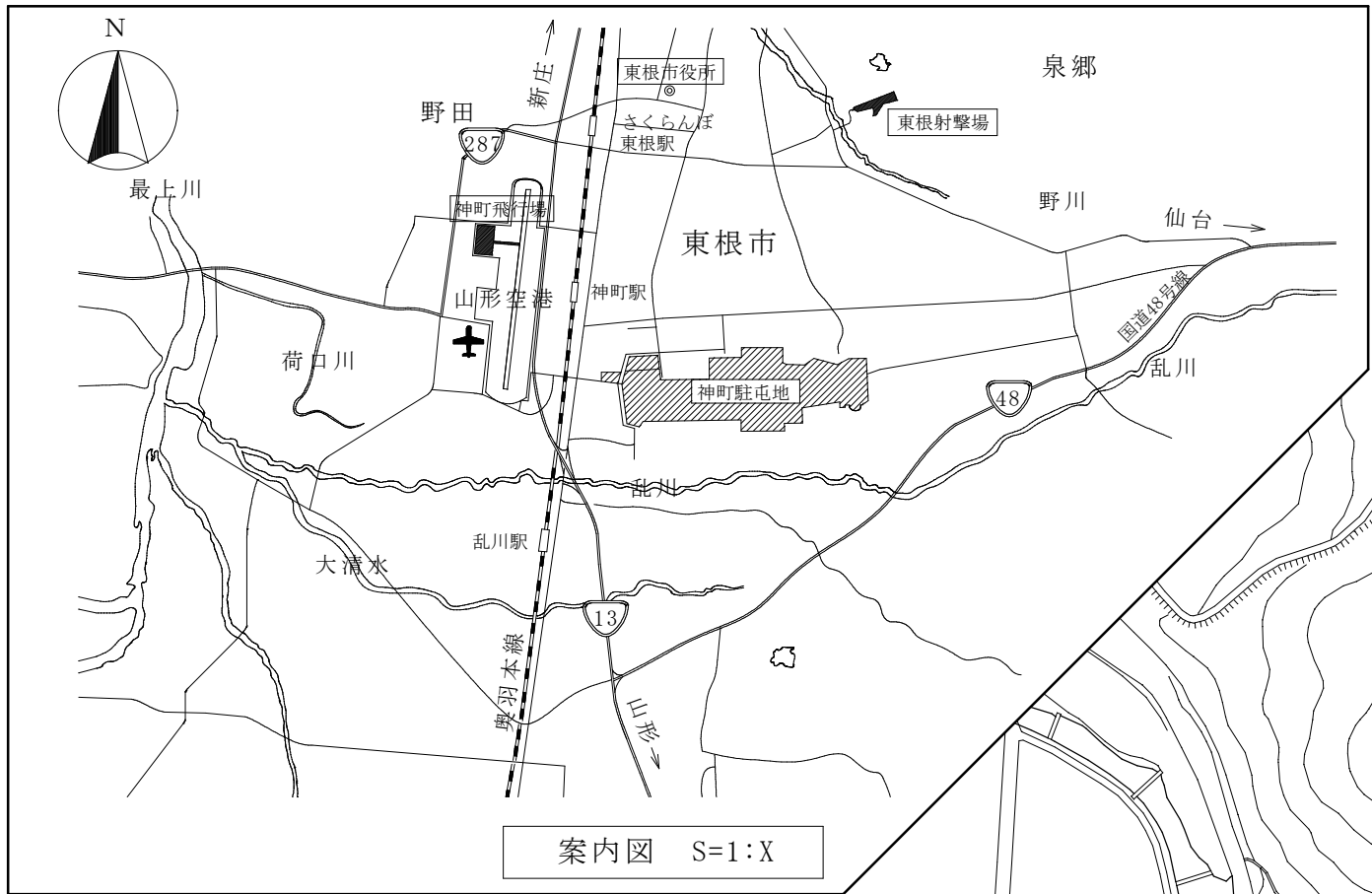
(1) 仮設工事
本工事实施にあたり、雨水浸透防止覆の内壁に登り階段、手すり等を設置するものとし、労働安全衛生法、建築基準法、建築工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。

(2) 増設壁工事
ア 既存コンクリート壁面は目荒らしを行うものとする。
イ あと施工アンカー工事は接着系差し筋アンカーD１３@１５０とし、配筋検査を受けるものとする。
ウ 壁補強はグラウト材流込み工法とする。

(3) その他
ア 本工事は官側が指定する期間（８月７日～８月３１日）に実施するものとする。
イ 設計図書に明記なき事項及び疑義が生じた場合は、すべて監督官の協議のうえ実施するものとする。

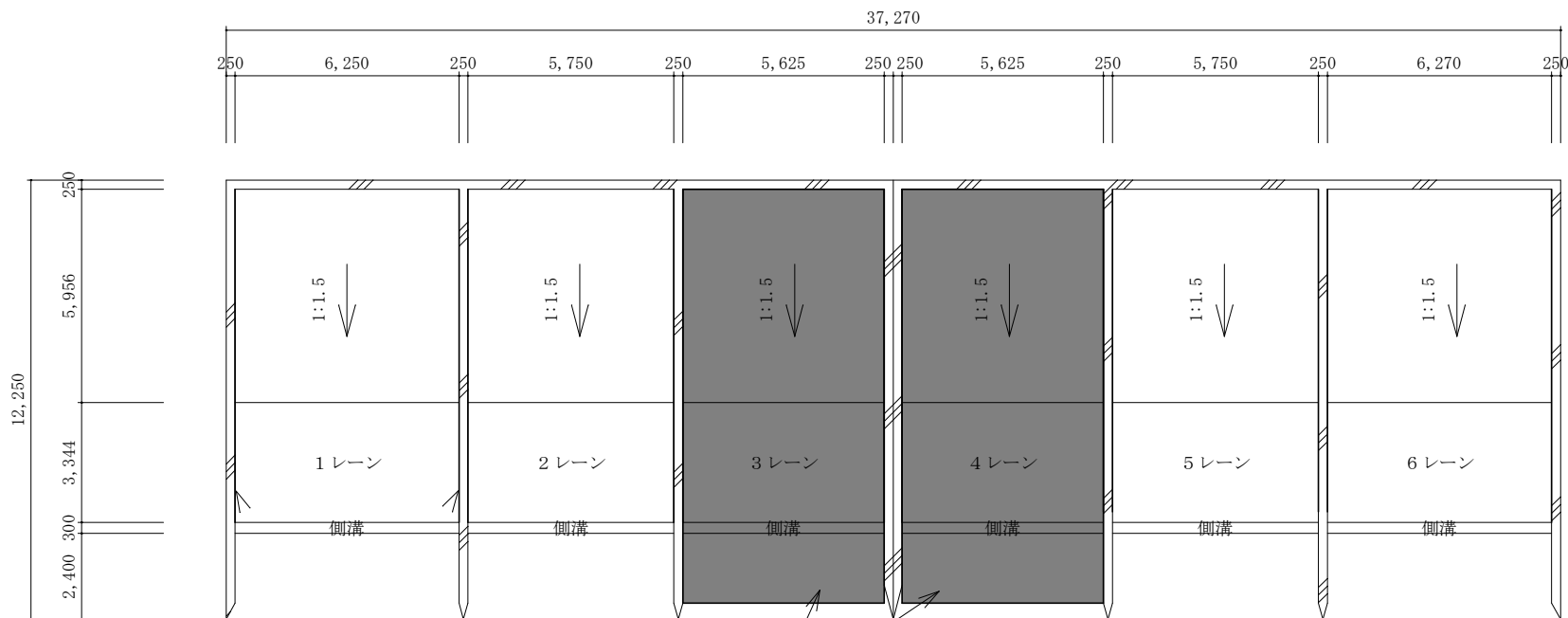
件 名	東根射撃場雨水浸透防止覆補修	図面 番号	2／5
図 名	一 般 仕 様 書	縮 尺	

陸上自衛隊神町駐屯地業務隊			

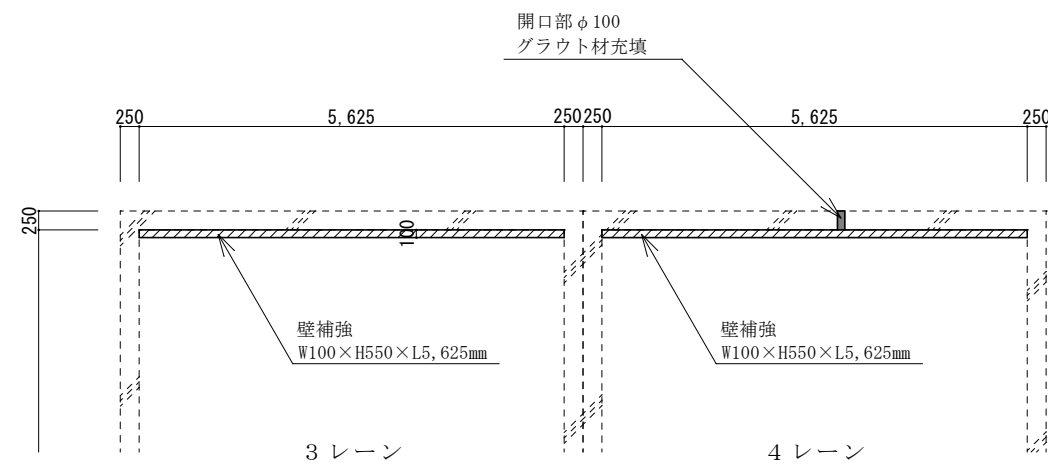


配置図 S=1:X

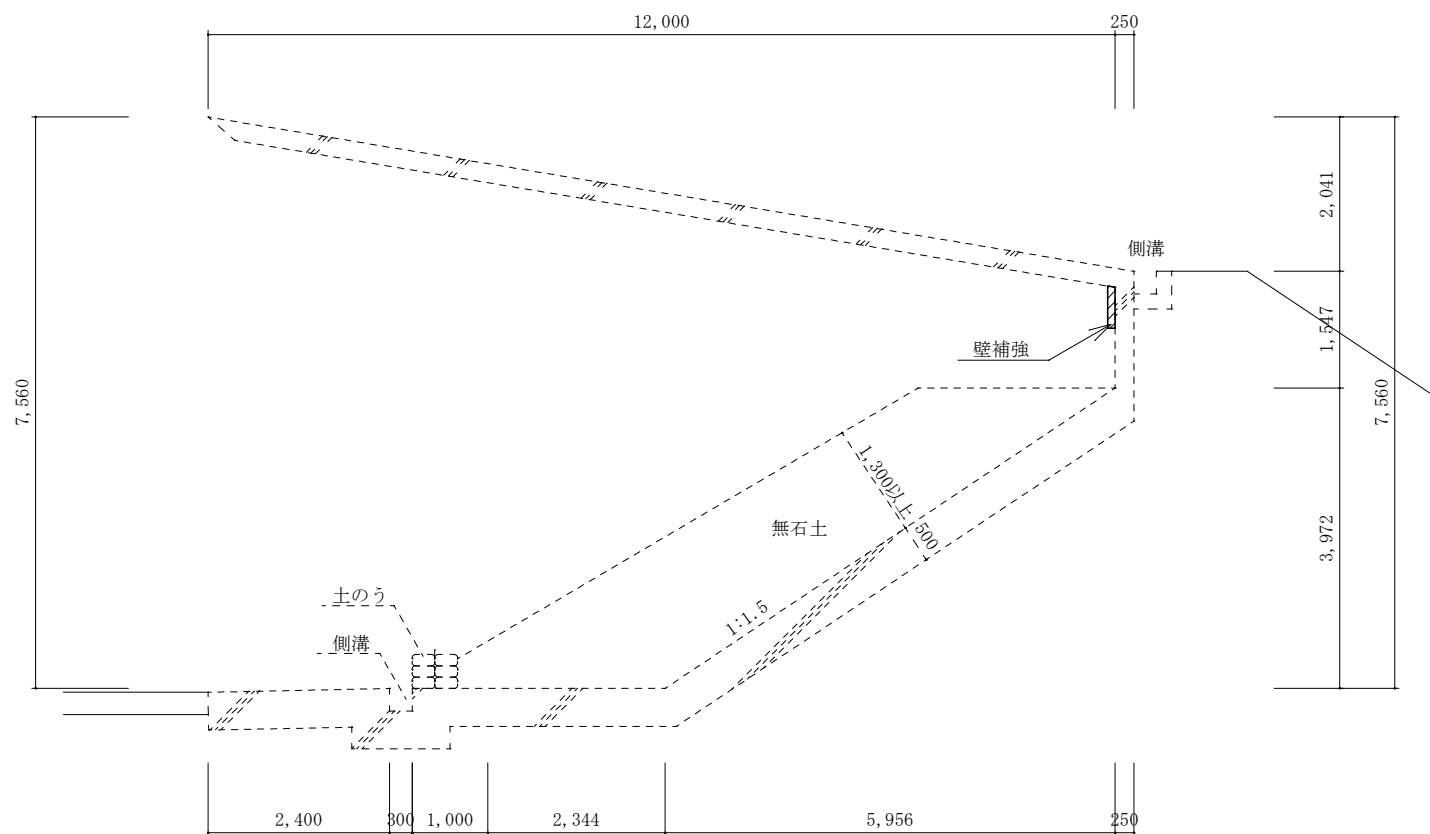
件名	東根射撃場雨水浸透防止覆補修	図面番号	3 / 5
図名	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊神町駐屯地業務隊		令和8年5月	



雨水浸透防止覆平面図 S=1:200

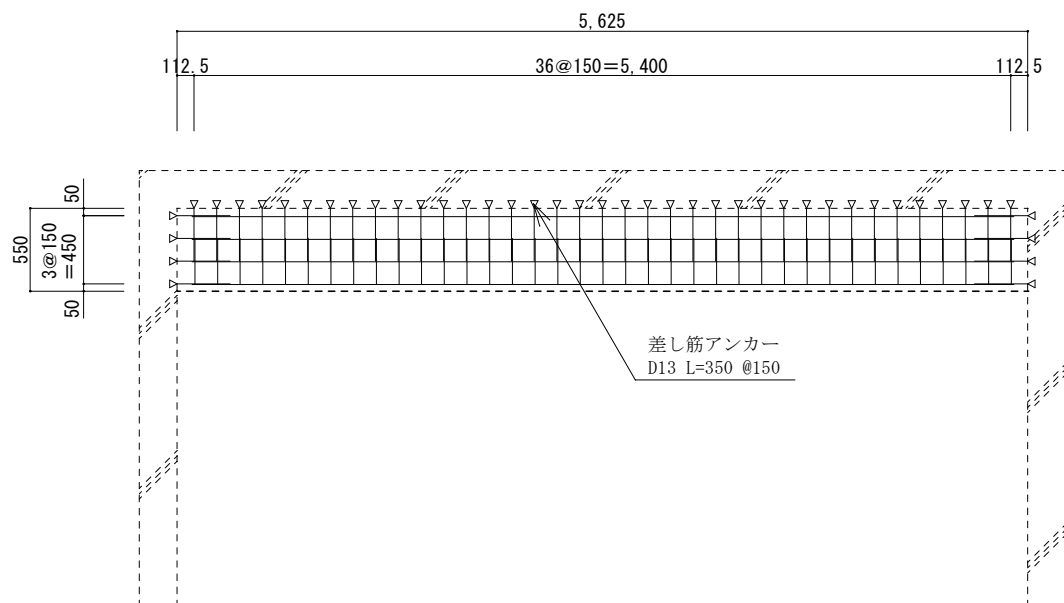


補修箇所平面図 S=1:100

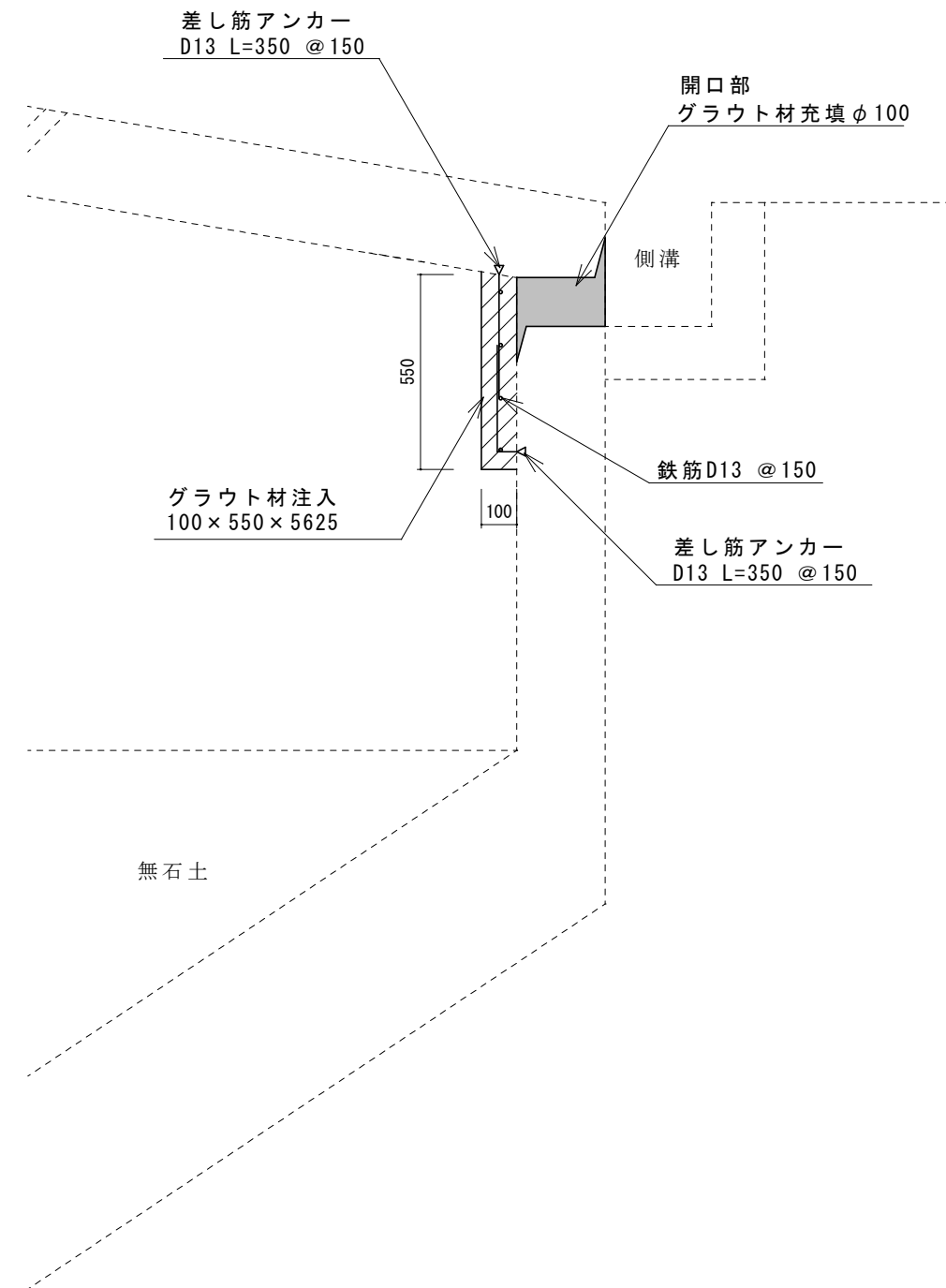


雨水浸透防止覆断面図 S=1:100

件名	東根射撃場雨水浸透防止覆補修	図面番号	4 / 5
図名	平面図・断面図	縮尺	図示
陸上自衛隊神町駐屯地業務隊		令和8年5月	



壁補強配筋図 S=1:50



補修箇所断面図 S=1:20

件名	東根射撃場雨水浸透防止覆補修	図面番号	5 / 5
図名	配筋図・断面図	縮尺	図示
陸上自衛隊神町駐屯地業務隊		令和8年5月	